

令和6年度保育所等利用調整基準

基本点数

事由	詳細等	点数	
就労	就労時間が月180時間以上	100	
	就労時間が月160時間以上180時間未満	90	
	就労時間が月140時間以上160時間未満	80	
	就労時間が月120時間以上140時間未満	70	
	就労時間が月64時間以上120時間未満	60	
出産	保護者が出産の前後の場合	70	
疾病・障がい	疾病	入院加療が必要または自宅での保育が不可能	100
		自宅での保育が大変困難	80
		自宅での保育に支障がある	60
	障がい	身体障害者手帳1、2級（聴覚障害については2、3級）、精神障害者保健手帳1~2級、療育手帳Aの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	100
		身体障害者手帳3、4級（聴覚障害については4級）、精神障害者保健手帳3級、療育手帳Bの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	80
		上記以外の身体障害者手帳の交付を受けていて家庭保育が困難な場合	40
介護・看護	介護・看護が必要と判断された人を介護・看護する場合	60	
災害復旧	火災や地震などの災害により、家庭を破損したため、その復旧にあたる場合	100	
求職活動	64時間未満の就労を行っている場合	50	
	起業準備・求職活動を行っている場合	30	
就学	保護者が月64時間以上学校等に就学している場合	60	
その他	保育の必要な状態があると、町長が認める場合（虐待・DVの恐れのある場合を含みます）	※1	

1. 父母が複数の事由に該当する場合は、それぞれ点数の高い事由を採用する。
2. ひとり親家庭は、保護者の点数に120点を合算した点数を基本点数とする。
3. 「※1」については、当該児童・家庭の状況に応じて別途判断する。
4. 就労の基本点数の判定にあたっては、休憩時間を含む就労時間を用いる。  
(ただし、保育認定が受けられる就労要件は、休憩時間を除き月64時間以上)

## 調整点数

事由	詳細	点数
ひとり親家庭	求職活動中の場合	30
	上記以外の場合	10
生活保護	就労による自立につながるが見込まれる場合	60
多子世帯	兄弟姉妹が在園する園に申請する場合	20
	兄弟姉妹が同時に申請する場合	7
	就学前児童が複数いる家庭	7
	小学校以上で18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童がいる世帯	3
保育士	保護者に保育士等としての勤務実態がある場合	7
就労状況	単身赴任（国外）	20
	単身赴任（国内）	10
保育料	保育料に3ヶ月以上の滞納がある場合	-100
不承諾	保護者が不承諾を希望している場合	-100
その他	町長が特に認める場合（虐待・DVの恐れのある場合を含みます）	※1

- ・「※1」については、当該児童・家庭の状況に応じて別途判断する。
- ・調整点数は複数の事由の対象となる場合は全ての事由の点数を合算する。
- ・1つの事由について複数対象となる場合は一番高い点数を採用する。

1. 優先順位の判定は、保護者のそれぞれの基本点数に該当する調整点数を合算した点数の高い世帯を優先する
2. 合算した点数が同点となる場合は次の順に優先とする

1	兄弟姉妹と同一施設の利用が見込める場合
2	ひとり親家庭
3	当該保育所等の希望順位が高いもの
4	養育している18歳に達した日から最初の3月31日を迎えるまでの児童が多い世帯
5	その他の世帯状況（保育の必要な時間にかかる拘束時間・同居親族の状況等）からより保育を必要である場合
6	北島町民であること
7	経済状況（保護者の住民税所得割合算額※2）が低い世帯

「※2」は、利用調整月に係る保育料の算定の際に用いる住民税所得割額と同一のものとする。